

「はい、こちら企業の労働
110番です」。
電話は、10名規模の製造業
の社長さんからでした。
「実は、先日年金事務所か
ら手紙が来てね（＝年金事務
所による調査です）。指定さ

名北協會相談員日誌 103



三ちぢみ企業の 労働110番“です”

名北勞働基準協会専門員

社会保険労務士 河村 亜実

社会保険の手続き漏れに要注意!!

は社会保険に加入させなくて
はいけない従業員について、
実際には加入の手続きをして
いなかつたということでした。
私は、残念ながら「YES」
の回答をせざるを得ませんで
した。

ですが、こういった法律の誤った解釈により、保険料の請求は対象者が従業員2名でも2年分となるため200万円を超える請求となり、小規模の事業者にとっては大きな打撃となります。

中については、試用期間の長さに関係なく、本採用を前提とした試用期間である以上、その期間のネーミング等関係なく、試用期間等の初日から社会保険に加入させる必要がある。決して、試用期間が短ければいいというものではありません。

健康保険より支給されますが、非加入であることにより、当然これらの中当が支給されることはありません。その結果、会社に対しての不信感が募り、従業員さんとの大きなトラブルに発展することもあります。

このような法律の誤った解釈のもと、会社や従業員さんへの被害が大きくならないよう、事業主及び労務人事担当者は各種労働法令に精通する必要があります。

多いようです。現実的には、パート労働者ですと社内での所定労働時間により加入・非加入を判断し、外国人労働者については国籍関係なく、日本人と同様に社会保険の加入・非加入を判断する必要があります。



多いようです。現実的には、パート労働者ですと社内での所定労働時間により加入・非加入を判断し、外国人労働者については国籍関係なく、日本人と同様に社会保険の加入・非加入を判断する必要があります。

担がいつてしまうこともあります。社会保険非加入であることにより、家族の扶養に入れる方以外は、個人で国民健康保険料及び国民年金保険料を支払つていかなければなりません。会社での加入とは異なり、保険料は当然ながら全額負担となつてしまい、保険料の負担がより重くのしかかつてきます（会社で加入していると、会社と個人で保険料は折半となります）他にも、会社で社会保険に加入していれば万が一、病気やケガ、出産等によつて働けなくなつた時、傷病手当金や出産手当金（休んでいる間の生活保障の手当）が

愛知県下各労働基準協会では、複雑な労働法令を体系的に学ぶ「労働実務専門講座」を実施しています。講座は、基礎法令コースと就業管理コース（各4回）があります。基礎法令コースは、労務・安全衛生管理の中核をなす法令を中心に、就業管理コースは、労務管理に必要な労働時間・賃金管理の詳細を中心に学びます。

詳しくは、当協会ホームページもしくは、総合受付（☎ 052-961-1666）まで。

映より支給されますが、あることにより、当社の手当が支給されるかもしれません。その結果、対しての不信感が募り、様々な法律の誤った解釈によるものとの大きなトラブルが大きくならないよう対応することもあります。また、会社や従業員さんと秉主及び労務人事担当の間で労働法に精通するための講座は、労働実務専門講座としています。講座は、「労働実務専門講座」(合4回)があります。